

筑波学園病院泌尿器科、産婦人科で不妊治療を開始されるご夫婦へ

不妊治療への保険適用に伴い必要となる手続きのお知らせ

2022年4月より不妊治療への保険適用が開始されます。これに伴い、検査の結果などをもとに今後の治療方針を決める際に、ご夫婦へ「治療計画書」をご提示し、その内容にご同意頂けたというご署名を頂くことが必須となります。

治療計画書へご署名を頂く際には以下が必要となりますので、予め書類のご準備などをお願いいたします。

① ご夫婦が婚姻関係（法律婚、事実婚）にあることを証明する公的書類の提出

法律婚の場合：お二人のお名前が記載されている**戸籍謄本1通**

事実婚の場合：下記のA, Bをとともにご用意ください

A) **ご夫婦それぞれの戸籍謄本1通ずつ（計2通）**

B) お二人のお名前が記載されている**住民票1通**

* 戸籍謄本、住民票とも発行後の有効期限は3か月です。

* 外国籍などの理由で戸籍謄本が用意できない方は、医師や看護師までお申し出ください

② ご夫婦が同席の上で「治療計画書」へのご署名

➤ 必ずお二人の同席が必要です。ご夫婦のいずれかが治療計画書を持ち帰って、ご自宅でパートナーのご署名を頂いてくる、という事はできませんのでご注意ください。

産婦人科で行う予定の治療が「人工授精」「体外受精」「顕微授精」である場合には

③ 男性パートナーの診察券の作成

- 上記の治療を受ける女性だけでなく、男性パートナーの受診も必要です。
- 健康保険証をご用意いただき、総合案内で診察券を作成してください。

2022年3月
筑波学園病院
泌尿器科、産婦人科